

第10回 生駒市バリアフリー基本構想推進協議会

【資料】 主な改訂ポイント

令和8年2月4日(水) 14:00～

生駒市図書館 3F 大会議室

1. 駅舎のバリアフリー化事業について（P4）

駅舎のバリアフリー化について下記の理由から、令和9年度に事業完了の目標時期を定めることとなった。（策定時は令和6年度完了予定）

- ① 跨線横断歩道橋整備事業との調整で当該事業の設計検討の進捗により、駅舎のバリアフリー化事業の着工時期が遅れた。
- ② 事業に対する費用の助成が要望額より下回った。

※十分な財源が確保できなかったことで、予定通り進めることができなかった。

2. 跨線横断歩道橋整備事業について（P6）

跨線横断歩道橋整備事業について、設計業務での検討状況を受け、駅舎のバリアフリー化事業が完了した後の工事着手となるため令和11年度に事業完了の目標時期を定めることとなった。（策定時は令和9年度完了予定）

3. 国道168号現道について (P9、P10)

策定時（令和3年度）に定めることができなかった事業内容等について明示することができるようになった。

策定時
(令和3年度)

大登大橋東詰～小瀬橋東詰		事業主体		※												
事業内容 (■特定事業計画、□その他の事業・ソフト対策)		事業量	単位	事業の実施計画 (年度)												
				3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	～	
①	□バリアフリーに則した歩行空間の確保	280	m	※												
補足事項																
・①は道路幅員の確保が必要となることから、用地の確保等の課題があるため整備には期間を要することとなる。河川改修事業やバイパス整備事業の進捗及び地元との合意形成等が前提となることから、奈良県、生駒市、公安委員会等の関係機関と協議を行い、実施に向けた検討を行う。(※)																

改訂版
(令和7年度)

大登大橋東詰～小瀬橋東詰		事業主体		奈良県												
事業内容 (■特定事業計画、□その他の事業・ソフト対策)		事業量	単位	事業の実施計画 (年度)												
				7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
①	□歩行者空間の整備	60	m	→												
大登大橋東詰～小瀬橋東詰		事業主体		生駒市・公安委員会												
事業内容 (■特定事業計画、□その他の事業・ソフト対策)		事業量	単位	事業の実施計画 (年度)												
				7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	～	
②	□歩行者空間の整備	160	m	→	→	→	→	→	→							
③	■河川改修事業と連携した道路(歩車道)整備	280	m	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	→
補足事項																
・①歩行者空間の整備（河川側）：令和7年度に整備（③の歩車道整備を実施するまでの暫定的な整備） ・②の歩行者空間の整備（駅側）は現況の道路空間を見直し、歩道の拡幅整備を行う。令和7年度に設計業務を完了し、工事実施については南生駒駅における跨線横断歩道橋整備事業との調整が必要となる。 ・③は奈良県による竜田川河川改修事業と連携し、用地取得を含めた道路整備事業を進める。 ・また、②③における横断歩道等の整備については、公安委員会等の関係機関と協議を行いながら事業を進める。																

4. 整備済の事業について

改訂時に整備が完了している事業については【整備済】と記入し、補足事項に整備年度を記入

5. その他

現状を鑑みた目標時期及び事業内容の軽微な修正等